

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3 自己資本の充実</p> <p>IV-5-3-1 最終指定親会社における自己資本の適切性・十分性</p> <p>IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社については、バーゼル合意を踏まえて最終指定親会社告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通株式等 Tier 1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、最終指定親会社告示第2条の2第5項第1号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された G-SIBs」という。）又は最終指定親会社告示第2条の2第5項第2号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された D-SIBs」という。）については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バ</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3 自己資本の充実</p> <p>IV-5-3-1 最終指定親会社における自己資本の適切性・十分性</p> <p>IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社については、バーゼル合意を踏まえて最終指定親会社告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通株式等 Tier 1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、最終指定親会社告示第2条の2第5項第1号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された G-SIBs」という。）又は最終指定親会社告示第2条の2第5項第2号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された D-SIBs」という。）については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バ</p>

改正案	現行
<p>ッファーとして、最終指定親会社告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。</p> <p>資本保全バッファーとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファーをいう。</p> <p>カウンター・シクリカル・バッファーとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファーであり、各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係る信用リスクアセットの額を保有する信用リスクアセットの額の合計額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。最終指定親会社告示第 2 条の 2 第 4 項第 1 号における金融庁長官が別に指定した比率（以下「カウンター・シクリカル・バッファー比率」という。）については、金融庁が適切と認める指標（例えば、総与信・GDP 比率、金融機関の貸出態度 DI など）等を参考にしつつ、日本銀行との協議を踏まえ、総合判断を行い、カウンター・シクリカル・バッファー比率を決定する。カウンター・シクリカル・バッファー比率の引上げを行う場合、当該比率を公にした日から 1 年以内にその適用を開始する。カウンター・シクリカル・バッファー比率の引下げを行う場合には、当該比率を公にした日からその適用を開始する。</p> <p>G-SIBs バッファー、D-SIBs バッファーとは、それぞれ、最終指定親会社告示に指定された G-SIBs、最終指定親会社告示に指定された D-SIBs に対し、当該最終指定親会社等のシステム上</p>	<p>ッファーとして、最終指定親会社告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。</p> <p>資本保全バッファーとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファーをいう。</p> <p>カウンター・シクリカル・バッファーとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファーであり、各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係る信用リスクアセットの額を保有する信用リスクアセットの額の合計額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。最終指定親会社告示第 2 条の 2 第 4 項第 1 号における金融庁長官が別に指定した比率（以下「カウンター・シクリカル・バッファー比率」という。）については、金融庁が適切と認める指標（例えば、総与信・GDP 比率、金融機関の貸出態度 DI など）等を参考にしつつ、日本銀行との協議を踏まえ、総合判断を行い、カウンター・シクリカル・バッファー比率を決定する。カウンター・シクリカル・バッファー比率の引上げを行う場合、当該比率を公にした日から 1 年以内にその適用を開始する。カウンター・シクリカル・バッファー比率の引下げを行う場合には、当該比率を公にした日からその適用を開始する。</p> <p>G-SIBs バッファー、D-SIBs バッファーとは、それぞれ、最終指定親会社告示に指定された G-SIBs、最終指定親会社告示に指定された D-SIBs に対し、当該最終指定親会社等のシステム上</p>

改正案	現行
<p>の重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、これらのバッファ水準は、システム上の重要性を勘案した上で最終指定親会社告示に定める。</p> <p>グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks; G-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会によって行われるものであり、国際的に活動する銀行等のうち、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下、「開示告示」という。）第3条第5項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第2号第32面項番3の額（バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額）を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国際的活動」の5基準に基づき G-SIBs が選定されており、これに鑑み最終指定親会社告示で指定する。</p> <p>国内のシステム上重要な銀行（Domestic Systemically Important Banks; D-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。我が国におけるシステム上の重要性評価に際しては、まず、連結ベース総資産が十五兆円以上の国内の銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」の4つの基準に関連する <u>13</u> 指標を用いて、各銀行等のスコアを算</p>	<p>の重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、これらのバッファ水準は、システム上の重要性を勘案した上で最終指定親会社告示に定める。</p> <p>グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks; G-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会によって行われるものであり、国際的に活動する銀行等のうち、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下、「開示告示」という。）第3条第5項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第2号第32面項番3の額（バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額）を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国際的活動」の5基準に基づき G-SIBs が選定されており、これに鑑み最終指定親会社告示で指定する。</p> <p>国内のシステム上重要な銀行（Domestic Systemically Important Banks; D-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。我が国におけるシステム上の重要性評価に際しては、まず、連結ベース総資産が十五兆円以上の国内の銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」の4つの基準に関連する <u>12</u> 指標を用いて、各銀行等のスコアを算</p>

改正案			現行		
<p>出する。次に、これら銀行等に含まれる国際統一基準の適用を受ける者（最終指定親会社を含む。）のうち、当該スコアに加え、特定の市場における重要性等、各銀行等の特性も踏まえた総合的判断を行い、システム上重要と評価された銀行等をD-SIBsに選定し、うち最終指定親会社については最終指定親会社告示で指定する。</p> <p>なお、4つの基準に関連する <u>13 指標</u>と各指標のスコア算出上のウェイトは下の表のとおり。</p>			<p>出する。次に、これら銀行等に含まれる国際統一基準の適用を受ける者（最終指定親会社を含む。）のうち、当該スコアに加え、特定の市場における重要性等、各銀行等の特性も踏まえた総合的判断を行い、システム上重要と評価された銀行等をD-SIBsに選定し、うち最終指定親会社については最終指定親会社告示で指定する。</p> <p>なお、4つの基準に関連する <u>12 指標</u>と各指標のスコア算出上のウェイトは下の表のとおり。</p>		
評価基準	評価指標	ウェイト	評価基準	評価指標	ウェイト
規模	<u>バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額（※）</u>	25%	規模	<u>バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額</u>	25%
<u>相互連関性</u>	<u>金融機関等向け与信に関する以下の残高の合計額（※）</u> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。） 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式）の保有額 金融機関等とのレポ形式の取引のカルレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを下回らないものに限る。） 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長 	5%	<u>相互関連性</u>	<u>金融機関等向け与信に関する以下の残高の合計額</u> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。） 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式）の保有額 金融機関等とのレポ形式の取引のカルレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを下回らないものに限る。） 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長 	5%

改正案			現行		
	<p>期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを下回らないものに限る。）</p>			<p>期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを下回らないものに限る。）</p>	
	<p><u>金融機関等に対する債務に関する以下の残高の合計額（※）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。） ・金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを上回らないものに限る。） ・金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを上回らないものに限る。） 	5%		<p><u>金融機関等に対する債務に関する以下の残高の合計額</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。） ・金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを上回らないものに限る。） ・金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを上回らないものに限る。） 	5%

改正案			現行		
	発行済有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式）の残高（※）	5%		発行済有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式）の残高	5%
	時価のあるその他有価証券のうち株式の額	5%		時価のあるその他有価証券のうち株式の額	5%
	一般預貯金等のうち、残高が1,000万円を超える場合のその超過する部分の額	5%		一般預貯金等のうち、残高が1,000万円を超える場合のその超過する部分の額	5%
代替可能性／金融インフラ	直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額（日本円での決済分に限る。）	8.33%	代替可能性／金融インフラ	直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額（日本円での決済分に限る。）	8.33%
	信託財産及びこれに類する資産の残高（国内居住者からの預り分に限る。）	8.33%		信託財産及びこれに類する資産の残高（国内居住者からの預り分に限る。）	8.33%
	直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受けの年間の合計額（国内の債券市場及び株式市場における引受けに限る。）	4.165%		直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受けの年間の合計額（国内の債券市場及び株式市場における引受けに限る。）	8.33%
	トレーディング量の合計額	4.165%		（新設）	
複雑性	金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高（※）	8.33%	複雑性	金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高	8.33%

改正案			現行		
	対外与信の残高	8.33%		対外与信の残高	8.33%
	対外債務の残高	8.33%		対外債務の残高	8.33%
(※) 保険子会社のエクスポージャー額を含める。 (5) (略)			(新設) (5) (略)		